

## 公的碑文？私的碑文？

### —クライアントの視点から見たアッティカの決議碑文—

前野 弘志

#### はじめに

「碑文はどこまで歴史を語れるか？」この問いに私なりに答えようとするとき、互いに連関する三つの可能性が思い浮かぶ。第一は、碑文を単なる文字史料ではなく、モノ資料として読む可能性、第二は、決議碑文を公的碑文ではなく、私的碑文として捉える可能性、第三は、決議碑文に国家の歴史ではなく、個人、家、党派の歴史を語らせる可能性である。小論では、これら三つの可能性について、一つ一つ説明していきたいと思う。

#### 1. 碑文をモノ資料として読む可能性

##### 1) 従来を読み方

まず、碑文をモノ資料として読む可能性について。従来、碑文は専ら文字史料として読まれてきた。つまり、碑に刻まれたテキストの内容が重要であり、我々はそれを読むことによって歴史を明らかにしてきたのである。もちろん、このこと自体に何の意義も唱えるつもりはない。この方法によって実際、文献史料に記されていない多くの情報を得ることが出来るのだから。ただ、私が問題にしたいのは、碑文の読み方である。碑文に刻まれたテキストを丹念に読むという読み方は、古代の人々も一般にやっていたことなのだろうか。これが私の素朴な疑問である。おそらく、このような読み方は、学者の読み方であって、古代の人々の一般的な読み方とは異なっていたのではないだろうか。では、古代の人々はどのように碑文を読んでいたのだろうか。

##### 2) 古代の人々の読み方

おそらく、彼らが碑の前に立ったとき、最初に読んだのは、碑の大きさ、形、材質、目立つ文字、そして装飾など、つまり碑の外見ではなかっただろうか。また、その碑がどこに建っているのかという、場所の意味も読んだことだろう。その後、小さな文字のテキストを文字通り読んだ人もいただろう。確かに、古代において、現代の碑文学者のように、テキストを丹念に読んだ人々がいたことは、文献史料から知られている<sup>1</sup>。しかし、彼らは少数派であって、大多数の人々

<sup>1</sup> 例えば、ヘロドトス、トゥキュディデス、クラテロス、ボレモン、ポリュビオス、ティマイオス、アペリコン、パウサニアスなど。ヘロドトス、トゥキュディデス、ポリュビオス、ティマイオスについては、前野 (2007) 第 11 章「歴史叙述の中の碑文 碑文はどのように語られたか (1)」を参照。クラテロス、ボレモン、アペリコンについては、日本西洋史学会第 58 回大会古代史部会 (島根大学 2008 年 5 月 11 日) において、「碑文コレクター」と題して報告した。パウサニアスについては、別の機会に報告したいと思う。また、法廷弁論における碑文の言及については、前野 (2007) 第 12 章「法廷弁論の中の碑文 碑文はどのように語られたか (2)」を参照。

は、碑の前に立っただけで、自らテキストを読む努力をしないで、碑の外見を見ただけで済ませたのではないだろうか。あるいは、誰かそれに詳しい人から、その碑文に関する話を聞いただけで満足したのではないだろうか<sup>2</sup>。つまり、古代の人々の碑文の読み方は、文字情報を文字通り「読む」ことも含めて、それだけではなく、むしろそれ以上に、非文字情報を「読む」ものであったと考えられるのである。

### 3) 新しい読み方

もしこの推測が正しいならば、我々は古代の人々の読み方に倣って、碑文が発信する文字情報（テキスト）のみに注目するのではなく、非文字情報（碑の大きさ、形、材質、目立つ文字、装飾、場所の意味）にも同じくらい注目し、それらの総体を読むべきではないだろうか。碑文がメディアとして「どのような」情報を発信したかも重要であるが、同様に「どのように」情報を発信したかも重要だと考えられる。我々は従来、拓本を採るように<sup>3</sup>、文字情報を碑から剥ぎ取って読んできたが、その読み方では、古代の人々が受け取ったはずの、多くの非文字情報を読み落としてしまう、ということにならないだろうか。しかし、碑文を単なる文字史料ではなく、モノ資料として認識することによって、この欠落を補うことが可能になると考えられる<sup>4</sup>。これが第一の

<sup>2</sup> 碑文テキストが直接、人々によって読まれたのではないとすれば、それを読んで人々に伝えた人、つまり「碑文の語り手」あるいは「碑文の解説者」の存在が想定されなければならない。この問題を考えるためには、例えば、古代の観光ガイドの語りなどの分析が有効であると考えられる。この点についても現在、考察中である。

<sup>3</sup> 古代ギリシア語碑文の拓本の採り方については、前野（2001）p.97-98を参照。

<sup>4</sup> 碑文をコミュニケーションのメディアとして捉える場合、当然のことながら、メディアとしての碑文を挟んで、その両側にまず二種類の人間がいたはずである。つまり、一方の側に「メッセージの送り手」がいて、もう一方の側に「メッセージの受け手」がいたのである。また、メッセージの受け手は、自分が受け取ったメッセージを自分なりに加工して、他人に再発信することもあるので、その場合、彼は「二次的なメッセージの送り手」＝「碑文の語り手」となる。メッセージの伝達は、それ以後、果てしなく続いていくが、碑文の周辺には、少なくとも、以上の三種類の人間がいたことになる。この点を考慮すれば、碑文をメディアとしたコミュニケーションの全体を捉えるためには、以下の三種類の情報を扱わなければならないだろう。第一は、碑文に刻まれた文字情報である。これは、碑文を製作させた人間が誰かに伝えたいと思ったことを、テキストという形式で表現し、発信したメッセージである。従って、そこからは、「メッセージの送り手」の意図を読み取ることが出来る。第二は、碑文に施された非文字情報である。これも、碑文を製作させた人間が誰かに伝えたいと思ったことを、碑の大きさ、形、材質、目立つ文字、装飾、場所の意味などの形式で表現し、発信したメッセージである。従って、そこからも、「メッセージの送り手」の意図を読み取ることが出来る。しかしここまでが、碑文そのものの分析から得られる情報の限界である。つまり、碑文そのものをいくら丹念に分析したとしても、送り手が発信したメッセージが、受け手によってどのように受容されたのか、という点に関しては、ほとんど何も分からないということである（もちろん、碑文に対する破壊や修正の痕跡は、碑文に対する受け手の態度を知る手がかりとなるだろう）。従って、「メッセージの受け手」がメッセージをどのようにに受容したのか、また「二次的なメッセージの送り手」＝「碑文の語り手」がメッセージをどのように加工して再発信したのか、ということを分析するためには、碑文そのものから離れて、文献史料に散在する、碑文をめぐるエピソードを分析するしかない。従って、碑文をメディアとしたコミュニケーションの研究は、A「碑文の文字情報」、B「碑文の非文字情報」、C「文献史料の碑文エピソード」という三種類の情報を、総合的に扱ってはじめて成立するものと言えるだろう。そうすると、Bについては、海外で調査しなければならないが、AとCについては、日本にいながらにしても調査が可能ということになる。碑文を単なる文字史料ではなく、モノ資料として読むと言った場合、当然モノにこだわるために、モノがない日本にいて、そのような研究が可能かという疑問もあるだろう。しかし、日本国内に碑文そのものがないからといって、そう悲観的になる必要はない。この研究の2/3は国内で出来るのだし、碑文をモノとして分析し尽くしたとしても、それは全体の1/3にしかならないのである。だから、この分野の研究は、日本に拠点を置きながら、時々海外調査をするという方法で、十分やっていけると思う。モノを見ることは重要であるが、それが全てではないのである。

可能性である。そして、この可能性をアッティカの決議碑文の分析に応用してみると、そこから第二の可能性が浮上してくる。

## 2．決議碑文を私的碑文として捉える可能性

### 1) 決議碑文とは？

まず、決議碑文とは何かを確認しておこう<sup>5</sup>。現存するアッティカ碑文の総数は約 20,000 点と考えられるが、IG に収録されている約 15,000 点について、内容別に分類すると、割合の多い順に、墓碑碑文 56%、奉納碑文 18%、決議碑文 11%、名簿碑文 5%、目録碑文 4%、その他 6%となる<sup>6</sup>。決議碑文とは、主にポリスの評議会および民会が決議した内容を石碑に記録して、アクロポリスやアゴラなどに建立したものである。それ故に、碑文の冒頭に「決議した」という言葉、および決議の日付が刻まれるのが特徴である。デーモスやフラトリアなどの決議碑文も少なからず残っているが、ここでは専らポリスの決議碑文について述べることにする。決議碑文の内容は、同盟、条約、宣誓、外人顕彰、市民顕彰、法律、規則など、様々な公的な問題に関するもので、概して長文である。決議の原本は、パピルス紙や木板に記録されて、公文書として評議会場や公文書館に保管された<sup>7</sup>。そして、そのコピーが石碑に記録され、所定の場所に建立されたのであった。それ故に、決議碑文は公文書のコピーであると言える。ただし、全ての決議が石碑に記録された訳ではなく、ある決議を石碑に記録して建立すべきかどうか、それ自体も審議の対象となり、可決されたものだけが、決議碑文となって建立されたのであった。また、前 4 世紀の決議碑文にだけ見られる現象であるが、この時期の決議碑文の建立条項には、「碑の記録のため」にポリスが支出した金額が記録されることがよくあった<sup>8</sup>。その額は、10 ドラクマから 60 ドラクマまでの、10 ドラクマ単位で増額する非常に切りのいい数字であった。

### 2) 公的碑文としての側面

決議碑文の内容が公文書のコピーであったこと、決議碑文の建立に公金が支出されたことが記録されていること、これら二つの理由から、決議碑文は国家が主導して建立した公的碑文であると見なされてきた。例えば、EG の分類法は、公的碑文、私的碑文、宗教碑文の三分法であるが、決議碑文は公的碑文に含まれている<sup>9</sup>。確かに、文字情報だけを碑から剥ぎ取って読めば、

<sup>5</sup> ギリシアの決議碑文に関する包括的な研究としては、Rhodes / Lewis (1997) がある。

<sup>6</sup> アッティカ碑文の数量分析については、前野 (2007) 第 2 章「碑文の数量分析 総数・残存率・分類・時代分布」を参照。

<sup>7</sup> 碑文文書と文書館文書の関係については、前野 (2007) 第 4 章「碑の材質 石は永遠性の象徴か」を参照。

<sup>8</sup> 碑文の製作費については、前野 (2007) 第 10 章「碑文の製作費 注文主の思惑」を参照。

<sup>9</sup> EG は 4 巻から構成され、第一巻は二つの内容を扱っており、そのタイトルは「ギリシア碑文学の特徴と歴史、ギリシア文字その起源から帝政期まで」、第二巻のタイトルは「公的性格の碑文」、第三巻のタイトルは「私的性格の碑文」、第四巻のタイトルは「異教的およびキリスト教的宗教碑文」である。また、これら四巻の縮約版が後に出版されている。碑文の分類原則については、第一巻の「ギリシア碑文の分類の試み」において述べられている (EG, I, p.12-15)。それによると、この原則は、私的な関心を持った公的碑文や、公的な関心を持った私的碑文という、どっちつかずの性格を持った碑文の存在を認めながらも、ある碑文が、「公的な機関のイニシアティブによって」、あるいは「私的な個人のイニシアティブによって」、あるいは「宗教的な

決議碑文は公文書のコピーであり、公金で建立したとの記録があるから、それは公的碑文であると見なせるだろう。しかし、決議碑文の非文字情報に着目して、それをモノ資料として読み直すと、決議碑文の中に私的要素が多分に含まれていることが判明する。

### 3) 私的碑文としての側面

決議碑文をモノ資料として読み直す場合、特に注目すべきは、碑文の製作費である。先に述べたように、前4世紀の決議碑文には、「碑の記録のため」にポリスが支出した金額が記録されることが多いのであるが、この金額が何を指しているのかについては、様々な説があった。例えば、碑文の全製作費、刻文だけの費用、石工の入札額、ポリスの補助金などである。ここでは詳しく論じる余裕はないので、結論だけを言うと、それはおそらく、碑文の全製作費ではなく、碑文を製作するためにポリスが支出した補助金と見なすのが妥当だろう<sup>10</sup>。このことは、碑文に記録された「碑の記録のため」の金額と実際の碑文の出来映えとの間に、はっきりとした相関関係が見出せないことによって証明される。このことを示すために、「碑文の比較」という図版を作成したので、それをご覧いただきたい<sup>11</sup>。

図版 碑文の比較

	表示金額	文字数	高さ	ベディメント	人物レリーフ	材質
A	10dr.	1,276 文字	1.31m	○	×(冠)	ヒュメットス大理石
B	10dr.	1,021 文字	0.93m	○	×	ヒュメットス大理石
C	20 dr.×1/2	1,036 文字	1.57m	○	○	ペンテリコン大理石?
D	20 dr.	3,490 文字	0.98m	○	×	ペンテリコン大理石
E	20 dr.	776 文字	0.92m	×	○	ペンテリコン大理石
F	20 dr.	2,942 文字	1.88m	○	×(冠)	ヒュメットス大理石
G	20 dr.	2,151 文字+α	1.29m	×	×	ペンテリコン大理石
H	30 dr.	2,202 文字	2.17m	×(シーマ)	○	ペンテリコン大理石
I	30 dr.	3,325 文字	1.03m	×	×(冠)	ペンテリコン大理石
J	30 dr.	924 文字+α	1.77m+α	×(シーマ)	○(冠)	ペンテリコン大理石
K	40 dr.	2,477 文字+α	c.1.07m	○	×(冠)	ペンテリコン大理石
L	50 dr.×1/2	3,456 文字	2.35m	×(シーマ)	○(冠)	白大理石
M	60 dr.	2,825 文字	1.93m	×	×	ペンテリコン大理石

ベディメントは三角形の破風型屋根、シーマは波型屋根を指す。

機関のイニシアティブによって、作られたかに従って、それを「公的碑文」、「私的碑文」、「宗教的碑文」と分類するというものである。このような理由で、EGは決議碑文を公的碑文にあっさり分類したのであるが、現存する決議碑文には、公的に建立されたものと、その私的なコピー碑文との二種類が混在しているという説が、既に19世紀からあった。例えば、Drerupは、テキストがひどく省略された碑文やレリーフが付いた碑文は、公的な碑文ではなく、その私的なコピー碑文であると考えていた(Drerup (1896) p.228-230)。近年でも、Rhodes / Lewisは、決議碑文はポリスによって建立されたのみならず、利害のある個人に決議碑文を建立することをポリスが許可することもあったことを示唆しながら、しかし、テキストの省略を私的なコピーの証拠とするには不十分としている(Rhodes / Lewis (1997) p.3, p.6)。このように、公的に建立された決議碑文と私的に建立された決議碑文があったと推測されているが、それを見分けるための有効な手段が提示されている訳ではなさそうである。

<sup>10</sup> 諸説の詳細については、前野 (2007) p.221-223 を参照。

<sup>11</sup> 「百聞は一見にしかず」である。碑文の写真に掲載するのが一番分かりやすいのであるが、写真は既に、前野 (2007) p.247-250 に掲載してあるので、ここではデータだけを掲載することにした。ぜひ写真も合わせて参照していただきたい。

説明に入る前に断っておかなければならないが、実際の碑文の製作費には、石代、刻文代、レリーフ代など、幾つかの要素があり、価格はそれらの組み合わせによって決まったはずである。また、その時々のおももの価格も考慮しなければならない。しかし、それらの要素を厳密に割り出すことは、私には出来なかった。従って、「碑文の比較」は、多分に印象論的なものであるということをお断りしておきたいと思う。

A は前 282/1 年のアルコンおよび彼の補佐役たちの顕彰 (SEG.25.89) B は前 281/0 年の部隊長たちの顕彰 (SEG.25.90) で、年代も材質も同じ、両方とも 10 ドラクマの表示がある。しかし、文字数は A の方が少し多く、碑のサイズも少し大きいので、A の方が高価に見え、かすかな違和感を覚えるが、このくらいは許容範囲内ということだろうか。

C は前 337/6 年の反僭主の法 (SEG.12.87) D は前 363/2 年のユリス人に関する決議 (IG.II<sup>2</sup>111) E は前 355/4 年のセストス人フィリスコスの国賓待遇 (IG.II<sup>2</sup>133) F は前 283 年の詩人フィリップピデスの顕彰 (IG.II<sup>2</sup>657) G は前 368/7 年のミュティレネ人の顕彰 (IG.II<sup>2</sup>107) で、どれも 20 ドラクマの表示がある。ただし、C は同じ碑を二本製作することになっているので、一本の製作費としては半分の 10 ドラクマとなる。C と時代が近いのは E で、材質も多分同じ、どちらも人物レリーフが付いているタイプであるが、10 ドラクマの C の方が 20 ドラクマの E より、はるかに背が高く立派に見え、明らかな違和感を覚える。D と E と G は時代も近く、材質も同じであるが、D はペディメントが付いたタイプ、E は人物レリーフが付いたタイプ、G は何も付いていないタイプである。これらを比べたとき、D と E は、文字数はだいぶ違うが、碑の大きさが同じなので、これらに同じ金額の表示があることは納得できる。しかし G も同じ金額なのに、それらより大きいことには、少々違和感を覚える。G に装飾がない分、安上がりだからだろうか。同じ 20 ドラクマでも、F は飛びぬけて大きいので、明らかに違和感を覚える。しかしそれは、他の碑の材質がペンテリコン大理石であるのに対して、F だけがヒュメツス大理石であることに由来するのもかも知れない。なぜならば、ヒュメツス大理石の方が、ペンテリコン大理石よりも安いとされているからである。ほぼ同時代で同じヒュメツス大理石の A と B と F を比較してみれば、F が A や B の倍の金額である点はよく納得できる。

H は前 347/6 年のボスフォロス王レウコンの三人の息子たちの顕彰 (IG.II<sup>2</sup>212) I は前 325/4 年のサラミスの人ヘラクレイデスの顕彰 (IG.II<sup>2</sup>360) J は前 350 年あるいは前 343/2 年頃のモロツソイ王アリュッパスの顕彰 (IG.II<sup>2</sup>226) である。これらはいずれもほぼ同じ時代で、材質も同じ、そして同じ 30 ドラクマの表示を持っている。しかし、H と I の見た目の立派さには、雲泥の差がある。H には見事な人物レリーフが施されているが、I は何も無いタイプで、高さも半分しかない。これらが同じ金額で製作されたとは、とうてい信じられない。I と J の関係も同じである。J には下部に立派な人物レリーフが施されている。また、この写真にはないが、上部にも脱落した人物レリーフがあり、実際の碑の高さは、H と同じくらいあっただろう。I と J の立派さにも、雲泥の差がある。

K は前 302/1 年の在留外人ニカンドロスとポリュゼロスの顕彰 (IG.II<sup>2</sup>505) L は前 318/7 年のシキュオン人エウフロンの顕彰 (IG.II<sup>2</sup>448) M は前 378/7 年の第二次海上同盟憲章 (IG.II<sup>2</sup>43)

である。Kは40ドラクマ、Lは50ドラクマ、ただし、同じ碑を二本建てることになっているので、一本分としては25ドラクマ、Mは60ドラクマの表示を持っている。スタンダードなタイプのKと、ほぼ同じ時代の、素材は同じかどうか不明であるが、これらの中で最も背が高く、立派なレリーフが付いたLを比べると、Kの貧相さは隠しようがない。しかし不思議なことに、貧相なKの方が立派なLよりも表示金額が高いのである。Mは最も高い金額が表示されたもので、何も無いタイプであるが、背が高い分、同じタイプのGやIと比べたとき、それらの二倍、三倍の金額の差があることは理解できる。

以上の考察から、以下の三点を指摘することが出来るだろう。第一に、碑文に記録された「碑の記録のため」の金額と実際の碑文の出来映えとの間には、はっきりとした相関関係は見出せないということである。ということは、やはり「碑の記録のため」の金額はポリスが支出した補助金であり、実際の製作費はそれより高く、差額は誰かがポケットマネーを出して補ったと考えるべきだろう。第二に、質素な碑文の場合、表示金額と実際の碑文の出来映えとの間のギャップは、多少はあっても、驚くほどではないが、豪華な碑文ほど、そのギャップが大きいということである。つまりこれは、豪華な碑文になればなるほど、多くのポケットマネーが投資されたということではないだろうか。例えば、彫刻や墓碑と比較してみると、エレクトイオンのフリーズの半丸彫りの高さ0.6mほどのものの値段が60ドラクマ、立派なレリーフが施された高さ1.49mのヘゲソの墓碑の値段が300から400ドラクマと推定されていることからしても<sup>12</sup>、レリーフ付の碑文は本来、かなり高価なものだったと推測される。因みに、1ドラクマはごく大雑把に10,000円くらいと考えれば、目安になるだろう<sup>13</sup>。第三に、碑の立派さには碑文の内容に応じた、分相応というものがあったということである。例えば、豪華なHとJは、外国の王を顕彰する碑文であり、同じく豪華なLは、アテナイ民主政の復活に尽力した外国人の救済者を顕彰する碑文である。彼らを顕彰する碑が貧相なものと言う訳には行かなかっただろう。一方、質素なAやBは定期的な選ばれる国内の役人の顕彰に過ぎない。このように、碑文の内容にふさわしい碑の立派さというものがどうもあったようであるが、注意しなければならないのは、例え外国の王を顕彰する碑文であっても、国家が立派な碑を建てたのではなく、国家は補助金を出しただけで、それを立派なものにするために多額のポケットマネーを出したのは、あくまで個人であったということである。この点を見落としてはならないだろう。

#### 4) 誰がポケットマネーを出したのか？

では、ポケットマネーを出した人、つまり、碑文の本当のクライアントは、一体誰だったのだろうか。それはおそらく、動議者だろう<sup>14</sup>。動議者には、基本的に、市民なら誰でもなれた。碑文

<sup>12</sup> 澤柳 (1989) p.187.

<sup>13</sup> J. P. マハフィー『古代ギリシア人の生活文化』の訳者は、史料に見える物価と、1991年現在の40歳の平均給与所得とを比較して、1ドラクマ=約10,000円としている(p.201-202)。細かな問題はあるだろうが、あくまで目安としてそう考えることは、当時の物価をイメージするには大いに役立つことのように私は思う。

<sup>14</sup> その他、クライアントの候補者としては、名祖アルコン、書記、議長が挙げられる。なぜならば、彼らの名は、決議碑文の序文に必ず記録されたからである。特に、名祖アルコンと書記は、目立つ文字や配置で記録さ

に目立つ文字で記されることはないが、彼の名は必ず本文の冒頭に「～が動議した」というように記録される。そもそも動議者は、その決議された内容の提案者であり、多くの人々を説得することに成功し、議論に勝利した人である。そして彼は、彼の提案によってポリスに貢献した人である。従って、彼がそのことをポリスに対する自分の業績と考えても不思議ではないだろう。彼が大勢の市民の前で称賛され、自分の業績を碑文として永遠に残すことが許可され、そこに自分の名が記録されることを名誉に思い、「自分の」碑文をより立派なものにするために、ポケットマネーを出したとしても、驚くには当たらないだろう。また、顕彰碑文の場合、動議者はそもそも、被顕彰者と密接な友好関係を持っていたと考えられるので、彼らは運命共同体であったと見なされるだろう。

以上のように、決議碑文は、必ずしも国家主導で建立されたものではなく、同時に、個人的な思惑も多分に働き、公的目的と私的思惑の両者が綱い交ぜの状態になったものであった。そこで、それらの諸相を整理しておきたいと思う。

### 3．決議碑文建立の目的と思惑

#### 1) 神々に対する奉納物

碑文の建立場所の意味に着目すると<sup>15</sup>、もともと碑文はアクロポリスから建てられるようになり、次第にアゴラに降りて行ったと考えられている<sup>16</sup>。また碑文が一番多く建てられたのも、アクロポリスである。その理由は、そもそも碑文が神々に対する奉納物であったからである。例えば、ある人が役人に選出されたとき、あるいは戦場に赴くことになったとき、あるいは民会で動議することを決意したとき、あるいは商人として商売をしようとしたとき、彼はまず、これらのことが成就するよう、神々に祈りを捧げた。ギリシアの宗教は、神々と人間との間の契約のようなものであるから、彼は神々に対して「～が成就した暁には、～を奉納しましょう」という誓いを立て

---

れることがしばしばあった。彼らの名が記録される理由は、第一義的に、決議の日付や文責を示すためであるが、そのような実務的な理由だけではなく、同時に、彼らの名誉を掲示するためでもあったと考えられる。碑文に刻まれた強調文字については、前野（2007）第6章「大きな文字 公的碑文の中の私的野心」を参照。特に、書記の名が碑文に記録されることの名誉については、次のようなアリストテレスの証言がある。「またいわゆる当番評議会の書記も籤引きする。彼は文書の責任者であり、成立した決議を保管し、そして他の全ての文書のコピーを作り、評議会にも出席する。さて以前、この者は拳手選出であり、非常に名声があり最も信頼できる人々が拳手選出されていた。なぜならば、同盟や国賓待遇や市民権に関する碑に、この者の名が記録されるからである。しかし今では、籤引きとなっている」(Aristot. Ath. Pol. 54.3.1)。書記に限らず、自分の名が碑文に記録されて、永遠に残されることは、名誉なことだったに違いない。クライアントの可能性について検討すると、名祖アルコンは、任期1年の高官であり、もし彼が自分の任期中に建立された全ての決議碑文にポケットマネーを出したとしたら、膨大な出費になっただろうから、その可能性はきわめて低い。書記は、任期1年あるいは当番評議会ごとで、決議碑文があたかも自分の作品であるかのように、自分の名を目立つように刻ませることもあるが、彼も全ての碑文にポケットマネーを出したとしたら、大変な出費になっただろうから、その可能性は低い。議長は、任期1日であるが、例えば、1日の民会で約10の案件が決議されたと言われているので、その半数が石碑に記録されたとしても、それらにポケットマネーを出すことは、容易なことではないだろう。従って、彼の可能性も低い。これら三者の名が、只で碑文に記録されるのは、役得と見るべきだろう。

<sup>15</sup> 碑文が建てられた場所については、前野（2007）第5章「碑文の場所 インスクリプション・リンク」を参照。

<sup>16</sup> Liddel (2003).

た。そして大願成就した暁には、彼は神々に返礼をした。なぜならば、自分が望みどおりの仕事を成し遂げることが出来たのは、自分の努力ではなく、神々の恩寵があったからに他ならないと、彼は考えたからである。もし彼が神々への返礼を怠れば、彼は神々から嫌われ、神罰が下されると思ったことだろう。そこで、彼は神々に約束したものの、例えば、鼎とか彫像などを、石柱に載せてアクロポリスに奉納した。やがて、そのような奉納物に代わって、神々の恩寵によって自分が成し遂げたことを、テキストの形で石碑に記録し、それを奉納することも行われるようになった。この方が安上がりだったに違いない。また、自分の業績を正確に記述することが可能となっただろう。これが決議碑文の原型ではないだろうか。その証拠に、決議碑文の碑の形に着目すると、立体性こそ失われているが、柱としての名残を留めているのが分かる<sup>17</sup>。

## 2) 神聖不可侵性の付与

公文書のコピーを石碑に記録することは、評議会や民会の業績を記録することと同じであり、それをアクロポリスに建てることは、神々の恩寵によって達成することの出来た業績を神々に報告し、感謝することに他ならない。そして、決議内容を神々の許に預けることによって、それに神聖不可侵性が付与され、結果的に人々を縛ることになったと考えられる<sup>18</sup>。この意味において、碑文は非実用的な文書であったと言えるだろう。石碑に記録された文書を参照するために、アクロポリスに登ったり、石碑を捜して歩き回ったり、また露天で碑文を読むことは大変な作業だったはずである。実用的な文書としては、アゴラの評議会場や公文書館にあるパピルス紙や木板の文書が活用されたはずである。

## 3) 決議内容が有効であることを示す印

決議内容が記録された碑文が神々に奉納され、神聖不可侵性によって守られている限り、人々はそれを反故にすることは出来なかった。なぜならば、もしそれをすれば、その文書を守る神々を蔑ろにすることになるからである。その結果、建っている碑文は、それに記録された決議内容が有効であることを示す印として見なされ、逆に、碑文が倒されるということは、そこに記録された決議内容が破棄されたことを示す印と見なされた<sup>19</sup>。それ故に、外国の敵が不都合な碑文を破壊したり、国内での政権が交代するたびに、碑文が破壊されたり、再建されたりするという現象が起こったのである<sup>20</sup>。また、碑文を建てたまま、そこに記録されたことに背くことは、その国家

<sup>17</sup> 碑の形については、前野 (2007) 第3章「碑の形 奉納物を載せる台から掲示板へ」を参照。ナイスコスの起源については、今後の課題としたい。

<sup>18</sup> このように、碑文は人々を縛る力を持っていたので、特に宣誓碑文は、宣誓の儀式の際に、確証はまだないが、宣誓の道具として使用されたのではないかと思われる。宣誓碑文には、アテナイと相手ポリスの双方の代表がそれぞれ、「私は～いたしません」という一人称単数の宣誓文が、そのままの形で記録されており、この宣誓文は、実際に双方の代表が読み上げたものだと思われる。この儀式が、建てられた碑の前で行われたのか、まだ分からないが、もしそうだとしたら興味深い。

<sup>19</sup> このことをもっとも明確に示しているのは、前361/0年のテッサリアとの同盟決議である。そこには、以前は同盟であったが、今や敵対するフェライの僭主アレクサンドロスとの同盟が記録された碑の破壊を命ずる一方で、新たに締結したテッサリアとの同盟が記録された碑の建立を命じている (IG.II<sup>2</sup>116.39-45)。

<sup>20</sup> 碑の破壊と再建については、前野 (2007) p.103-106 を参照。



の信頼を著しく失うこととされた<sup>21</sup>。

#### 4) 実用的使用

このように、碑文は専ら、宗教的な権威によって人々を縛る機能を持っていたが、その一方、全く世俗的な掲示板、広告塔、警告などの機能を持った碑文もあった<sup>22</sup>。両者の違いは、碑が建っている場所によって見分けることが出来るだろう。

#### 5) ポリス市民的名誉の掲示

市民共同体であるポリスは、アクロポリスを中心とした宗教共同体でもあった。従って、ポリスに対する奉仕は、ポリスの神々に対する奉仕でもあった。役人として、動議者として、あるいは兵士として、ポリスに貢献し、そのことのために、大勢の市民の前で称賛され、彼の業績と名前が碑文に記録されて、アクロポリスなどに建立、すなわち奉納されるということは、自分が立派な市民であることの証、すなわち「ポリス市民的名誉」の掲示でもあった<sup>23</sup>。自分自身の名が碑文に記録される、あるいは自分の祖先の名が碑文に記録されている、この事実は、そうでない市民に対する社会的・政治的優越性の根拠となったと考えられる。そのために、市民たちはポリスへの貢献を競ったことだろう。

#### 6) ポリス的統合の手段

ポリスの側も、市民たちのそのような態度を国家統合のために、大いに利用した。ポリスは、ポリスに対する善行者に、その返礼として碑文の建立を許可し、彼にポリス市民的名誉を授与し

<sup>21</sup> 「あなた方はまだそれを削除すべきかどうか考えているのですか、ずっと以前に決めたのではなかったですか。レウコンに関する決議文を取って彼らに読み上げてください。決議文。いかに当然かつ正しくレウコンがあなた方から免税特権を手に入れているかを、決議文から聞きましたね、裁判官の皆さま。それらすべてのコピーの碑文をあなた方と彼が建てました。一つはボスフォロスに、一つはペイライエウスに、一つはヒエロンの岸にです。よく考えて下さい。一人の男より市民団をより信用できないものにする法があなた方を悪評へとどこまでも推し進めているのです。つまり、それらの碑文を建立することが、あなた方が受けたり与えたりした全てのことの契約以外の何かであるなどとは、あなた方は考えてはいけません。それらをレウコンは遵守し、常にあなた方にとってよいことを行おうと熱心であること、しかるに、あなた方は碑文を建てたままで無効にしていることが明らかとなるでしょう。このことは、碑文を引き倒すことよりもずっと恐ろしいことです。なぜならば碑文はそのように我々のポリスについて非難したいと望む者たちに、彼らが言っていることが正しいという証拠として建っていることになるでしょうから」(Dem.20.35-37)。

<sup>22</sup> 例えば、第二次海上同盟憲章(IG.II<sup>243</sup>)は、アゴラにあるゼウス・エレウテリオス(同盟本部)の前に建てられたが、それは、同盟に加盟するとこんな特典が得られ、今これこれのポリスが加盟しているから、あなたのポリスもすぐに加盟して下さい、ということを宣伝する、広告塔のような碑文であった。一方、個々のポリスとの同盟決議碑文は、アクロポリスに建てられていた(キオスとの同盟 IG.II<sup>234</sup>、IG.II<sup>235</sup>、カルキディケとの同盟 IG.II<sup>236</sup>、テーバイおよびミュティレネとの同盟 IG.II<sup>240</sup>、ピュザンティオンとの同盟 IG.II<sup>241</sup>、メテウムナとの同盟 IG.II<sup>242</sup>、カルキスとの同盟 IG.II<sup>244</sup>)。また、反僭主の法(SEG.12.87)は、アレオパゴス評議会場と民会議場の前に建てられ、民主政転覆を目論む者たちに対して殺害予告をする、警告としての役割を果たしていた。その他、純粹に掲示板としての役割を果たしたものもあった(IG.I<sup>371</sup>、IG.I<sup>368</sup>、IG.II<sup>298</sup>, etc)。

<sup>23</sup> ポリス市民的名誉の掲示については、前野(2007)第13章「碑文建立と民主政 冠の共同体」を参照。

た。前4世紀の碑文には「望む者が見られるように」などという<sup>24</sup>、それを見た他の市民が、自分もポリスに貢献して、大勢の市民の前で称賛され、自分の名が刻まれた碑文を建てたい、と願うことを刺激するような文言が刻まれるようになった。こうして、ポリスに対する奉仕競争が助長されたと考えられる。もっと言えば、それは脅迫だったのかもしれない。それを見て、まだ自分の名が刻まれた碑文が建っていない市民は、いたたまれない思いをしたらどう。この意味において、ポリスは、名誉を統合の軸とした共同体であったと言えるだろう。名誉をその象徴である冠に例えるならば、それは「冠の共同体」とも呼ばれるものかもしれない。その結果、大量の碑文が建立されることになった。これがアッティカの碑文文化である<sup>25</sup>。本来、決議碑文は全て動議者の私費によって賄われるものだったのではないかと思う。しかしそれでは、事実上、発言が裕福な市民に限定されてしまうので、ポリスは、裕福でない市民にも発言を可能にするために、決議碑文建立のための補助金の支出を行ったと考えられる。このことは、市民の標準化を狙った、一種の民主政精神の表れと捉えることが出来るだろう。しかし、もともと裕福な市民は、自分の名誉の掲示である碑文をより立派にしようと願い、他の市民との差異性を強調するために、多額のポケットマネーを出して、豪華な碑文を建立したものと考えられる。以上が第二の可能性についてである。

<sup>24</sup> Hedrick, Jr. (1999).

<sup>25</sup> 私はここで「碑文文化」という言葉を使った。しかし、小論で扱ったような碑文の諸機能に関わる言葉として「碑文習慣」(「碑文慣習」「碑文慣行」)もある。これら二つの言葉の意味と関係を整理しておく必要があるだろう。「碑文習慣」はMacMullen (1982) で使われた epigraphic habit の訳語である。自分なりにまとめれば「碑文習慣」とは「人々が出来事を碑に記録する習慣」となるだろう。彼はその論文の中で、ローマ帝国西部における主に墓碑建立の習慣を数量的に分析・グラフ化して、次の三点を指摘した。碑文習慣は本来、ローマ人の習慣の一つであったが、後1世紀から3世紀の間に、もともとそのような習慣のなかった北イタリア、北アフリカ、ダニューブ河流域、スペイン、そして北西ヨーロッパに広まって行った。それはローマ化の一つの印である p.238。碑文習慣には、その碑文が記録した行政的、経済的、社会的、宗教的な事象の盛衰とは無関係に、碑文習慣それ自体の盛衰がある。従って、碑文の数量を分析し、その盛衰をもって、碑文が記録した事象の盛衰を論じてはならない p.244。碑文習慣それ自体の盛衰は、碑文を「見る側の意識」によってコントロールされている p.246。このような彼の指摘は、それまでの碑文の見方を一変させた。碑文習慣の説明としては不十分であったが、碑文はなぜ建てられるようになったのか、言い換えると、碑文は何のために建てられたのか、という碑文の機能論の発端となったからである。それまでの学者の関心は、碑文に記された内容そのものであったため、碑文が何のために建てられたのかということ自体、問題とされていることがなかった。また、それまで古代ギリシア・ローマの識字率は高いものと考えられていたため、碑文は読まれるために建てられた、と単純に信じられていた。しかし彼以後、多くの碑文が読めそうにない場所に配置されていたことや、当時の識字率がさほど高くなかったことが判明し、碑文の読まれるため以外の機能、つまり、記念碑的・シンボリックな機能が注目されるようになった。その結果、碑文は実際あまり読まれていなかったと考えられるようになったのである。私は「碑文文化」という言葉を Bodel (2001) から借用した。彼はローマ碑文については、MacMullen に倣って単数形で The Roman epigraphic habit と表現し p.6、ギリシア碑文については、独自に複数形で Greek epigraphic cultures と表現して p.10、明らかに両者の違いを意識している。その違いは、ローマ碑文の場合、碑文習慣が元来ローマの習慣であり、それが帝国各地へ伝播していったのに対して(一元性)、ギリシア碑文の場合、ちょうど地方アルファベットが興隆したように、各地方に個性的な碑文文化が成立した(多元性)、という点にある。しかし「習慣」は「文化」の部分である。これらの語を並列的に使用するの適切ではないだろう。そこで私自身は、次のように定義する。「碑文習慣」が行為ならば、「碑文文化」はその行為を生み出す社会関係の総体である。碑文文化を有する社会では、人々は碑文というメディアを介してコミュニケーションする。それ故に、「碑文」とは「人と人の関係を眼に見える形に表現したモノ」であり、「碑文文化」とは「碑文を介する情報の送り手と受け手の間の相関関係」である(前野(2007) p.3)。人々の間に結び結ばれた関係を、眼に見えるように構築、確認、再編、解消するために、碑文を建てる/破壊するという行為が行われたのである。

**おわりに　－決議碑文に個人、家、党派の歴史を語らせる可能性－**

最後に、この可能性の延長線上に、第三の可能性が浮上してくる。これについては、まだ構想を練っている段階であるので、簡単に述べるだけに留めたいと思う。従来、碑文は文字史料として読まれてきた。その結果、決議碑文が公的碑文と見なされ、国家の歴史を語る文書として読まれ、そこから国家の歴史が研究されてきた。しかし、その同じ決議碑文をモノ資料として読むと、そこには多分に私的要素が含まれていることが判明した。決議碑文は私的碑文であった、と断言するには躊躇するが、五分五十分くらいの割合で、決議碑文には公的要素と私的要素が交錯していたと言えるのではないだろうか。そして私的要素に着目し、クライアントの視点から見れば、決議碑文とはまず、議論という「競技」における個人的な勝利の記念碑として捉えることが可能となるのではないだろうか。そうだとするならば、ある個人の名が刻まれた碑文を収集・分析することによって、それらの決議碑文に個人の歴史を語らせることが可能となるのではないだろうか。また、同様の分析を彼の家系という時間軸にそって拡大することによって、彼の家を歴史を語らせること、あるいはまた、同様の分析を彼の同時代の仲間たちに拡大することによって、彼の党派の歴史を語らせること、これらのこともまた、可能となるのではないだろうか。以上が、「碑文はどこまで歴史を語れるか？」という問いに対する、現在の私なりの回答である。

## 文献リスト

- Bodel (2001) = John Bodel (ed.), *Epigraphic Evidence: Ancient History from Inscriptions*, Routledge, London / New York.
- Drerup (1896) = Engelbert Drerup, Über die Publikationskosten der Attischen Volksbeschlüsse, *Neue Jahrbücher für Philologie und Paedagogik* 66, p.227-257.
- Drerup (1897) = Engelbert Drerup, Zu den Publikationskosten der Attischen Volksbeschlüsse, Nachtrag zu Jahrg. 1896 s.227-257, *Neue Jahrbücher für Philologie und Paedagogik* 67, p.871-873.
- EG I. (1967) = Margherita Guarducci, *Epigrafia Greca I: Caratteri e Storia della Disciplina, La Scrittura Greca dalle Origini all'Età Imperiale*, Istituto Poligrafico dello Stato, Libreria dello Stato, Roma.
- EG II. (1969) = Margherita Guarducci, *Epigrafia Greca II: Epigrafi di Carattere Pubblico*, Istituto Poligrafico dello Stato, Libreria dello Stato, Roma.
- EG III. (1974) = Margherita Guarducci, *Epigrafia Greca III: Epigrafi di Carattere Privato*, Istituto Poligrafico dello Stato, Libreria dello Stato, Roma.
- EG IV. (1978) = Margherita Guarducci, *Epigrafia Greca IV: Epigrafi Sacre Pagane e Cristiane*, Istituto Poligrafico dello Stato, Libreria dello Stato, Roma.
- EG + (1987) = Margherita Guarducci, *L'Epigrafia Greca dalle Origini al Tardo Impero*, Istituto Poligrafico e Zecca dello Stato, Libreria dello Stato, Roma.
- Hedrick, Jr. (1999) = Charles W. Hedrick, Jr, Democracy and the Athenian Epigraphical Habit, *Hesperia* 68.3, p.387-439.
- Hedrick, Jr. (2006) = Charles W. Hedrick, Jr, *Ancient History: Monuments and Documents*, Blackwell Publishing, Malden, MA / Oxford / Charlton, Victoria.
- Liddel (2003) = Peter Liddel, The Places of Publication of Athenian State Decrees from the 5th Century BC to the 3rd Century AD, *ZEP* 143, p.79-93.
- Loomis (1995) = William T. Loomis, Eleusinian Inscriptions: Three Emendations, *Hesperia* 64-1, p.131-132.
- Loomis (1998) = William T. Loomis, *Wages, Welfare Costs and Inflation in Classical Athens*, The University of Michigan Press, Ann Arbor.
- MacMullen (1982) = Ramsay MacMullen, The Epigraphic Habit in the Roman Empire, *American Journal of Philology*, 103, p.233-246.
- Meyer (1990) = Elizabeth A. Meyer, Explaining the Epigraphic Habit in the Roman Empire: the Evidence of Epitaphs, *Journal of Roman Studies*, 80, p.74-96.
- Nolan (1981) = Brian Thomas Nolan, *Inscribing Costs at Athens in the Fourth Century B.C.*, Diss., The Ohio State University.

- Rhodes / Lewis (1997) = P. J. Rhodes / David M. Lewis, *The Decrees of the Greek States*, Clarendon Press, Oxford.
- Schöne (1872) = Richard Schöne (ed.), *Griechische Reliefs: aus Athenischen Sammlungen*, Breitkopf und Hatel, Leipzig.
- Steiner (1994) = Deborah Tarn Steiner, *The Tyrant's Writ: Myths and Images of Writing in Ancient Greece*, Princeton UP, Princeton, New Jersey.
- Thomas (1989) = Rosalind Thomas, *Oral Tradition and Written Record in Classical Athens*, Cambridge UP, Cambridge / New York / New Rochelle / Melbourne / Sydney.
- van Nijf (1997) = Onno M. van Nijf, *The Civic World of Professional Associations in the Roman East*, J.C. Gieben, Amsterdam. 特に p.23-28.
- 島田 (1999) = 島田誠「古代ローマの記念物と碑文習慣」『IS』82号、特集 ストーン&モニュメント 記念と忘却のはざまにあるもの、58-59頁。
- 周藤 (2007) = 周藤芳幸「碑文<sup>3</sup>(古代地中海の)」『歴史学事典』第15巻 コミュニケーション 弘文堂、569-571頁。
- 前野 (2001) = 前野弘志「古代ギリシア語碑文研究のメディア」『西洋史学報』28号、94-101頁。
- 前野 (2002) = 前野弘志「文字史料とモノ資料の狭間で —古代ギリシア語碑文の場合—」『史学研究』236号、1-21頁。
- 前野 (2007) = 前野弘志『アッティカの碑文文化—政治・宗教・国家—』広島大学出版会。
- マハフィー (1991) = J. P. マハフィー / 遠藤光・遠藤輝代訳『古代ギリシア人の生活文化』八潮出版社(底本は1896年版)。
- 師尾 (2006) = 師尾晶子「碑文を見る人・碑文を読む人、古代ギリシアの公的碑文の開放性と閉鎖性」『アジア遊学』91巻 碑石は語る、158-167頁。
- 澤柳 (1989) = 澤柳大五郎『アッティカの墓碑』グラフ社。